

事 務 連 絡
平成20年11月12日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(韓国産きゅうり)

標記については、「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について」(平成20年3月31日付け事務連絡)の別添1の2の別表7によりお知らせしたところですが、今般、韓国政府においてきゅうりに係る登録業者の追加選定が行われたことから、別表7を別紙のとおり改正するので御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。